

中学生防災通信ボランティア平成27年度第1回訓練

日時 平成27年6月28日(日)

午後1時30分～

場所 幡豆いきいきセンター

さわやかルーム

1 挨拶

2 三ヶ根通信ボランティア紹介 メンバー自己紹介

3 中学生防災通信ボランティア紹介 メンバー自己紹介

4 中学生防災ボランティアの仕事の解説 非常通信の解説 避難場所の所在地の解説 その他

5 第1回通信訓練(トランシーバー操作実習) 特別小電力トランシーバーで6組に分け送受信訓練実施

6 防災講話 「南海トラフ巨大地震に備えて」 講師 西尾市危機管理課竹内様

7 その他

- ・「三ヶ根通信ボランティア」のホームページ
アドレス <http://yaromai.dip.jp/stv/> トップページのみ一般公開
OBのページ パスワードが必要(ボランティアメンバー、OB、関係者)

UserName「 」 Password「 」

活動予定、活動の写真や訓練資料を中心に掲載する。

- ・第2回訓練 平成27年11月予定

平成27年度 中学生防災通信ボランティア名簿

H27.6.1現在

No	学年	組	番号	性	名 前	ふりがな	地 区	備考
1	3	1	18	男	本山 進太郎	もとやま しんたろう	西幡豆	継続
2	3	2	10	男	金沢 一輝	かなざわ かずき	東幡豆	新規
3	3	2	14	男	越野 卓磨	こしの たくま	東幡豆	新規
4	3	2	18	男	根岸 克典	ねぎし かつのり	東幡豆	新規
5	3	2	36	女	深谷 明日香	ふかや あすか	西幡豆	継続
6	3	3	20	男	山本 貴也	やまもと たかや	西幡豆	継続
7	2	1	23	女	大塚 紗子	おおつか さこ	寺部	新規
8	2	1	34	女	牧野 真依	まきの まい	東幡豆	新規
9	2	2	18	男	松山 蓮	まつやま れん	西幡豆	新規
10	2	2	25	女	鈴木 芙花	すずき ふうか	西幡豆	新規
11	2	3	27	女	鈴木 菜月	すずき なつき	西幡豆	継続
12	2	3	34	女	三浦 菜々恵	みうら ななえ	東幡豆	新規
13	1	1	11	男	牧野 太紀	まきの たいき	西幡豆	新規
14	1	1	13	男	牧野 悠吾	まきの ゆうあ	西幡豆	新規
15	1	1	14	男	三浦 汰一	みうら たいち	東幡豆	新規
16	1	1	15	男	柳原 佳伸	やなぎはら よしのぶ	寺部	新規
17	1	1	19	女	伊藤 優衣	いとう ゆい	鳥羽	新規
18	1	1	21	女	倉地 美羽	くらち みゆ	鳥羽	新規
19	1	1	32	女	平井 虹羽	ひらい こう	西幡豆	新規
20	1	2	21	女	池田 琴葉	いけだ ことは	西幡豆	新規
21	1	2	31	女	鳥山 渚	とりやま なぎさ	東幡豆	新規
22	1	2	32	女	中村 愛実	なかむら あみ	東幡豆	新規
23	1	3	7	男	柴田 浩大	しばた こうた	鳥羽	新規
24	1	3	9	男	清水 勇希	しみず ゆうき	東幡豆	新規
25	1	3	11	男	鈴木 駿心	すずき しゅんと	西幡豆	新規
26	1	3	12	男	高田 実來	たかだ みらい	西幡豆	新規
27	1	3	30	女	星野 菜摘希	ほしの なつき	鳥羽	新規
28								
29								
30								

継続4人 新規23人

3年生:6人 2年生:6人 1年生:15人

	男 子	女 子	合 計
東幡豆	5	4	9
西幡豆	7	5	12
寺 部	1	1	2
鳥 羽	1	3	4
合 計	14	13	27

（選解任届）

第五十一条 第三十九条第四項の規定は、主任無線従事者以外の無線従事者の選任又は解任に準用する。

（改正昭二七第二八〇号、平一第六七号）

（施行規則第三十四条の四）

第五章 運用

第一節 通則

（目的外使用の禁止等）

第五十二条 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項（特定地上基幹放送局については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- 一 遭難通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥つた場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令（*1）で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。）
- 二 緊急通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令（*1）で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。）
- 三 安全通信（船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置する方法その他総務省令（*1）で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。）
- 四 非常通信（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動

その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。以下同じ。）

五 放送の受信

六 その他総務省令（*2）で定める通信

（改正昭二七第二四九号、昭二七第二八〇号、平一第六七号、平一一第一六〇号、平一三第八五号、平二二第六五号第四条）

*1 施行規則第三十六条の二

*2 施行規則第三十七条

第五十三条 無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

（改正昭三三第一四〇号、昭四六第九六号、昭六二第五五号、平一六第四七号第二條）

第五十四条

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次の各号の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- 一 免許状等に記載されたものの範囲内であること。
- 二 通信を行うため必要最小のものであること。

（改正昭六二第五五号、平一六第四七号第二條）

第五十五条

無線局は、免許状に記載された運用許容時間内で

○ 通信訓練

トランシーバについて

- ・電力の大きなものを使用するのは無線従事者免許がいる
- ・免許のいないものは、電波の届く範囲がせまい。
- ・非常通信の場合は、生命が大切なので制限がない。

トランシーバーによる通信

- ・片通話である。携帯電話と違う。糸電話と同じ。
- ・PTTボタンを押しながら話す。PTTボタンを離して聞く。
PTT(P u s h T o T a l k)
- ・「どうぞ」と「おわり」が必要

通信をするとき

- ・はっきり落ち着いて話す。
- ・すぐには聞きなおせないの、わからなかったところがあれば、そこを覚えておく。
- ・トランシーバのMIC部分に口を近づける(離すとエコーがかかったような声になる)
- ・一度に多く話さない。
- ・特に語尾をはっきり言う。また子音は伝わりにくいのはっきり言う。
- ・誰が誰と話しをしているかがわかること。
- ・訓練のときは、必ず「**訓練**」の言葉を言う。

訓練内容

避難所 「本部、本部、こちらは()避難所の()です。
感度いかがですか? どうぞ」

本 部 「()さん、こちらは()です。感度良好です。」

少し雑音が入りますが分かります。
雑音が多くて聞きづらいです。
ほとんど、了解できません。もう一度お願いします。

避難所 「〇〇さん、それでは〇〇避難所から、本部へ報告がありますので、送っていいですか? どうぞ」

本 部 「送ってください。どうぞ」

避難所 「**訓練** こちらは、〇〇避難所の〇〇です。 報告は、訓練
(報告文を伝える) 以上です。どうぞ」

本 部 「了解しました。復唱します。
訓練 (受信文を読み上げる) これでいいですか? どうぞ」

避難所 「間違いありません。こちらは〇〇避難所でした。おわり」

本部 「()さん 了解しました。おわり」

報 告

避難所名	東幡豆小学校 幡 豆 小学校	いきいきセンター 鳥羽老人憩の家	
名 前			
時 間	時	分	現在
避難者数	人		
被害状況	/		
負傷者	人		
倒壊家屋	戸		
ライフライン	/		
電 気	停電	戸	
電 話	不通話	戸	
水 道	断水	戸	
その他	簡潔(短文)に記入		

送信 受信 時間

時 分